

タスク参加者用テストコレクション利用許諾に関する覚書

(NTCIR 参加者用)

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 (以下「甲」という) と
(以下「乙」という) は、甲の一研究
機関である国立情報学研究所にて企画・運営・実施している NTCIR において甲が提供する「NTCIR-13 QA Lab
for Entrance Exam: 論述問題サブタスク (Essay Question Subtask) 参加者用テストコレクション」に関
して、以下の通りの覚書を結ぶこととする。

第 1 条 (データの内容)

- 1 . 「文書データ」とは、別紙細則 1 に定めるデータのことである。
- 2 . 「タスクデータ」とは、別紙細則 2 に定める「課題データ」と「正解データ」のことである。
- 3 . 「未加工提出結果データ」とは、甲が主催する NTCIR において、甲が設定した課題について、当該
タスクの参加者および NTCIR-12 QALab-2 論述問題サブタスク参加者が提出したシステムの実行結果
の未加工のデータのことである。
- 4 . 「評価データ」とは、「未加工提出結果データ」に対して、あらかじめ定めた基本評価算出ツールを
用いて算出して得られたデータのことである。
- 5 . 「テストコレクション」とは、「文書データ」、「タスクデータ」、「未加工提出結果データ」、「評価デ
ータ」の総称である。

第 2 条 (権利の帰属)

- 1 . 「文書データ」に関する著作権については、別紙細則 3 に定める。
- 2 . 「タスクデータ」に関する著作権については、別紙細則 4 に定める。
- 3 . 乙が、「テストコレクション」を利用して開発した技術、システムなどに関して生じた知的財産権は、
乙に帰属する。
- 4 . 乙から提出されたデータに基づいて、甲が行った分析結果、「テストコレクション」の改良などに関し
て生じた知的財産権は、甲に帰属する。

第 3 条 (利用許諾)

甲は乙に対して「テストコレクション」の利用を許諾する。

第 4 条 (利用許諾の範囲)

- 1 . 乙は、「テストコレクション」を NTCIR の課題遂行および課題に関連する研究目的にのみ利用できる
ものとする。
- 2 . 乙は、「テストコレクション」を利用する者を、下記の研究代表者および当該研究代表者と同一組織
(研究室、グループ、プロジェクト等の名称を問わない。) に属し、直接に共同して研究を行う者、
ならびに当該研究代表者が直接指導する大学院生等 (以下「研究グループ」という) に限定される
ものとする。

記

研究代表者 (研究グループ代表)

所属・職名 :

氏名 :

- 3 . 乙は、「テストコレクション」およびその全体または一部を複製したもの、あるいは、それを復元で
きる状態に加工されたデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布、送信可能化をしてはな
らない。
- 4 . 乙は、利用者の名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものと
する。

第 5 条 (提供の方法)

甲は、技術的に妥当な手段により「テストコレクション」を乙に提供する。

第 6 条 (知見の発表)

- 1 . 乙は、本覚書に違反しない範囲において、「テストコレクション」を利用して得られた知見に関する
研究発表を行うことができる。
- 2 . 乙は、研究発表において、自己の研究を記述するために必要な場合に限り、「テストコレクション」
に含まれるデータの一部を引用することができる。その際、引用する部分の著作権および出版者等
の権利を侵害してはならない。
- 3 . 乙は、「未加工提出結果データ」もしくは「評価データ」を利用した研究成果を発表する場合は、発

表論文において、これらのデータの性質と収集法を明確に説明する。

4. 乙は、発表論文に、テストコレクション名および利用した「文書データ」名、および「課題データ」を利用したことを明記し、かつ、NTCIRの会議論文集と関連する文献を引用するものとする。「文書データ」を利用した場合の表示方法は、文書データの著作権者と甲が定める方法によるものとする。
5. 乙は、発表論文の書誌事項（掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等）とともに発表論文の別刷りまたはコピーを一部、論文発表の都度、甲に提出するものとする。
6. 乙は、「テストコレクション」を利用して得られたデータの公開については、事前に甲から書面による承認を得ることとする。
7. 乙は、「テストコレクション」を用いた評価結果を商品の広告、宣伝などの営利目的、および誹謗・中傷に用いてはならない。

第7条（覚書の有効期間）

1. 本覚書の基本有効期間は、本覚書締結日より2018年9月末日までとする。
2. 「文書データ」と「課題データ」については、本覚書の基本有効期間満了後、乙はすべての計算機およびメディアから当該データを速やかに消去しなければならない。
3. 「正解データ」、「未加工提出結果データ」、「評価結果データ」については、本覚書の基本有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲または乙から本覚書を更新しない旨の書面による申し出がない場合には、更新有効期間として一年間継続するものとし、以後も同様とする。基本有効期間または更新有効期間をさらに更新しない場合は、本覚書の有効期間満了後、乙はすべての計算機およびメディアから当該データを速やかに消去しなければならない。
4. 乙の属する組織または乙の所属に変更の生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、甲が必要と決定した場合、改めて覚書の取り交わしを行うものとする。

第8条（報告書の提出）

1. 乙は、NTCIRの定められた手順に従って、成果報告を甲に提出するものとする。
2. 乙は、有効期間満了日の1ヶ月前までに「テストコレクション」を利用した当該年度の研究活動に関する報告書を甲へ提出するものとする。

第9条（データの利用中止）

1. 乙は、本覚書に違反する利用が行われた場合、甲の申し入れにより、直ちに「テストコレクション」の利用を中止し、すべての計算機およびメディアから、「テストコレクション」およびこれを加工して得られたデータの全てを速やかに消去し、消去した旨の書面を甲に提出しなければならない。
2. 「テストコレクション」の著作権者または利用許諾権者から、個々のデータの利用中止の要請があった場合、乙は、甲の申し入れにより、すべての計算機およびメディアから該当するデータを速やかに消去し、消去した旨の書面を甲に提出しなければならない。

第10条（免責事項）

甲および「テストコレクション」の著作権者または利用許諾権者は、理由の如何を問わず、乙が「テストコレクション」を利用したことにより生じた不利益について、一切の責任を負わないものとする。

第11条（協議事項）

本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

第12条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

(甲) 東京都千代田区一ツ橋二丁目1番2号
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
国立情報学研究所
所長 喜連川 優

印

(乙) 住所

名称

役職名

氏名

印

別紙 NTCIR-13 QA Lab for Entrance Exam: Essay Question Subtask タスク参加者用テストコレクション

(NTCIR 13 参加者用)

細則 1 「文書データ」とは、正式名称「NTCIR-13 QA Lab for Entrance Exam 教科書データ」と称し、甲が、細則 3 に定める権利者から「NTCIR-13 QA La-3 Essay Question Subtask (Japanese)」の参加者に共同研究者として利用させることを許諾されたデータのことであり、表 A に掲げたものによって構成されたデータのことである。

表 A (必要なものにチェックすること)

- A.1 日本語教科書コーパス 1 東京書籍 - 世界史サブセット
 - A.1.1 甲が東京書籍株式会社より提供を受けた以下に掲げるデータ
 - ・世界史 A (平成 20 年度発行) (世 A・020)
 - ・世界史 B (平成 19 年度発行) (世 B・013)
 - ・新選世界史 B (平成 19 年度発行) (世 B・012)
 - A.1.2 A.1.1 に掲げたデータに甲が付与したアノテーション
 - A.1.3 A.1.1 に掲げたデータに甲が付与したインデックスデータ
- A.2 日本語教科書コーパス 2 山川出版社 - 世界史サブセット
 - A.2.1 甲が株式会社山川出版社より提供を受けた以下に掲げるデータ
 - ・詳説世界史 (世 B 016) の本文および注のテキストデータ
 - A.2.2 A.2.1 に掲げたデータに甲が付与したアノテーション
 - A.2.3 A.2.1 に掲げたデータに甲が付与したインデックスデータ

細則 2

1 . 「タスクデータ」とは、正式名称「NTCIR-13 QA Lab Entrance Exam: Essay Question Subtask タスクデータ」と称し、「課題データ」および「正解データ」の総称であり、表 B に掲げた中から乙によって選択され、構成されたデータのことである。

表 B (参加しているタスクにチェックすること)

- B.1 NTCIR-13 QA Lab Entrance Exam: Essay Question Task (Japanese) タスクデータセット
- B.2 NTCIR-13 QA Lab Entrance Exam: Essay Question Task (English) タスクデータセット

2 . 「課題データ」とは、「東大過去問 (論述問題) 課題データ 1」と「東大過去問 (論述 問題) 課題データ 2」の総称であり、甲が、その権利者から NTCIR ワークショップ 13 の課題遂行および課題に関する研究利用のために一定期間参加者に利用させることを許諾されたデータのことであり、表 C に掲げた中から甲によって選択され、翻訳され、構成されたデータのことである。

表 C

- C.1 東大過去問 (論述問題) 課題データ 1
 - C.1.1 甲が株式会社ジェイシー教育研究所より提供を受けた大学の入試二次試験問題の紙面のデジタルデータ (PDF 形式、Word 形式)、テキストデータおよび挿入図の画像データ
 - C.1.2 C.1.1 に掲げたデータに甲が付与したアノテーション
- C.2 東大過去問 (論述問題) 課題データ 2
 - C.2.1 2012 年以降に実施された大学の入試二次試験問題の紙面のデジタルデータ (PDF 形式、Word 形式)、テキストデータおよび挿入図の画像データ
 - C.2.2 C.2.1 に掲げたデータに甲が付与したアノテーション

3 . 「正解データ」とは、「東大過去問 (論述問題) 課題データ 1」と「東大過去問 (論述問題) 課題データ 2」から甲が作成した正解データおよび正解ナゲットデータのことである。

細則 3

- 1 . 「文書データ」のうち、表 A.1 に示した「教科書データ 1 東京書籍 - 世界史サブセット」に関する著作権は、当該データ上に第三者に著作権がある旨明記されている引用部分およびアノテーション部分を除き、東京書籍株式会社に帰属する。アノテーションに関する著作権は、甲に帰属する。
- 2 . 表 A.2 に示した「教科書データ 2 山川出版社 - 世界史サブセット」に関する著作権法上の権利は、第

三者に著作権がある部分およびアノテーション部分を除き、株式会社山川出版社に帰属する。アノテーション部分の著作権法上の権利は、甲に帰属する。

細則 4

1. 「タスクデータ」のうち、表 C.1 に示した「東大過去問（論述問題）課題データ 1」に関する著作権法上の権利は、(ア)試験問題、問題文中の各作品、アノテーション部分に関するものを除き、株式会社ジェイシー教育研究所に帰属する。(イ) アノテーション部分の著作権法上の権利は、甲に帰属する。
2. 表 C.2 に示した「東大過去問（論述問題）課題データ 2」に関する著作権法上の権利は、試験問題、問題文中の各作品に関するものを除き、甲に帰属する。
3. 「正解データ」に関する著作権法上の権利は、甲に帰属する。
4. 「タスクデータ」は「東大過去問（論述問題）課題データ 1」、「東大過去問（論述問題）課題データ 2」に由来するものであるが、その内容については当該データの著作権者が責任を負うものではない。